

FINMAC紛争解決手続事例（2024年10－12月）

証券・金融商品あっせん相談センター
（ F I N M A C ）

当センターにおいて実施した紛争解決手続（あっせん）事案のうち、2024年10月から12月までの間に手続が終結した事案は50件である。そのうち、和解成立事案が35件、不調打ち切り事案が13件、一方の離脱事案等が2件である。あっせんを実施した事案のうち、紛争区分の内訳は、＜勧誘に関する紛争43件＞、＜売買取引に関する紛争6件＞、＜事務処理に関する紛争1件＞であった。

（注） 以下の内容は、当センターのあっせん手続きの利用について判断していただく際の参考として、当事者のプライバシーにも配慮しつつ、手続事例の概要として作成したものです。
なお、個々の事案の内容は、あくまでも、個別の紛争に関して、紛争解決委員の立会いの下で当事者間で話し合いが行われた結果であり、それが先例として他の事案にも当てはまるという性格のものではないことに御留意いただく必要があります。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
1	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		＜申立人の主張＞ 担当者から仕組債を勧誘され、十分なリスク説明を受けないまま購入し、損害を被った。また、勧誘を受けた際、購入に用いる資金は使途が決まっている旨を説明したところ、本件仕組債は早期償還するといった話やノックインはあり得ないと言った話を同担当者から執拗に聞かされ、購入したものである。被った損害約6,900万円の賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 申立人への本件仕組債の販売において、担当者に説明義務違反はない。本件仕組債の購入以前、申立人は被申立人から複数の仕組債を購入していたことからすると、申立人は本件仕組債の商品性やリスク等を熟知していた。本件仕組債の購入資金について、申立人から具体的な使途、金額等を伝えられた事実はない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約300万円を支払うことで双方が合意した。 ＜紛争解決委員の見解＞ 担当者の申立人に対する本件仕組債の販売に際し、同担当者から申立人に一応の説明をしていると考えられることから、申立人も本件仕組債のリスクや仕組みについて、おおよその理解はしていたものと考ええる。他方、本件仕組債の販売に際して、同担当者が申立人に対し、早期償還するといった見通しを告げていたとすれば、販売方法として適切であったかどうか疑問が残る。紛争の早期解決の観点から、被申立人が申立人に対し、一定の金額を支払うことで和解してはどうか。
2	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代後半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を強引に勧められ、十分な説明を受けないまま何度も購入し、損害を被った。申立人は、金融リテラシーが低いため、同担当者からの商品性やリスクの説明を理解できないまま購入した。被申立人に対して被った損害約5,300万円の賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 仕組債の案内は、申立人に求められて行ったものであり、申立人の金融リテラシーを踏まえ、商品性やリスク等を十分説明している。また、申立人は多数の仕組債を購入しており、仕組債の商品性やリスクを理解し、購入したことは明らかである。被申立人に説明義務違反などの不適切な勧誘行為が行われた事実は認められず、請求には応じられない。	見込みなし	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案した。しかしながら、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員は、あっせん手続きを打ち切った。 ＜紛争解決委員の見解＞ 被申立人は、申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行っていたとは認められないと考える。当事者双方の事実認識に大きな隔たりがあるものの、本件紛争を迅速かつ円滑に解決するために、一定の金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
3	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	＜申立人の主張＞ 被申立人担当者から仕組債を勧められ、利率の高さ等のメリットを強調した説明を受けて購入し、損害を被った。本件仕組債のリスク説明は簡易なものであったため、リスクがあることを十分理解しないまま購入した。詳しい説明を受けていれば本件仕組債を購入していなかった。説明義務違反を理由として、被った損害約180万円の賠償を求める。 ＜被申立人の主張＞ 申立人が本件仕組債を購入するにあたり、被申立人担当者は申立人に対し本件仕組債の商品概要やリスク等を説明している。申立人は本件仕組債の商品性やリスクを理解したうえで購入している。申立人は、被申立人において仕組債の購入経験を有しており、他の金融商品取引業者においても金融商品の購入経験を有している。被申立人に説明義務又は適合性の原則に違反する事実は認められないため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約20万円を支払うことで双方が合意した。 ＜紛争解決委員の見解＞ 本件仕組債の購入にあたり、被申立人担当者による申立人の投資意向の確認手続きに不備があった可能性があると考えるとともに、本件仕組債のリスク等の説明において、同担当者が申立人に十分かつ適切な説明を行っていない可能性があると考える。被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
4	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者に対し、適度なリターンが期待できる金融商品を紹介するよう依頼したところ、仕組債を紹介され購入し、損害を被った。勧誘時、同担当者からの本件仕組債に関する商品説明は、メリットばかりを強調し、仕組債の複雑な商品性やリスクの説明は極めて形式的で簡易なものであった。本件仕組債のリスクを十分理解しないまま購入した。被った損害約1,800万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 担当者による申立人への本件仕組債に関する勧誘行為において、適合性の原則違反、説明義務違反及び誤認勧誘は認められない。申立人に対して不適切な勧誘行為を行った事実は確認できないことから、申立人からの請求に応じることはいできない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約40万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして、被申立人による勧誘及び説明に不適切な点は認められないと考える。しかしながら、紛争の早期解決の観点から、被申立人が申立人に対し、一定の金額を支払うことで和解してはどうか。
5	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、十分なリスク説明を受けないまま購入し、損害を被った。被った損害約3,400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は、本件仕組債の購入前に他の金融商品取引業者との間で仕組債等の購入経験を有している。申立人が本件仕組債を購入するにあたり、被申立人担当者は申立人に対し、本件仕組債の商品概要やリスク等を説明している。申立人からの請求額全額の負担には応じることはいできないものの、紛争解決委員の意見を聞いたうえで話し合いにより解決を図る用意はある。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約900万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が保有する金融資産と比して仕組債への投資割合が高いことや、申立人の投資意向を十分に確認しないまま本件仕組債を勧めていると考えられることを踏まえると、申立人の本件仕組債のリスクへの理解度及び適合性の確認が十分であったのかについて疑念が残る。被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。
6	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、十分な説明を受けないまま購入し、損害を被った。本件仕組債の購入にあたり、同担当者から満期まで保有すれば元本は保証される旨の説明を受け、そのように認識していた。被った損失約160万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人が本件仕組債を購入するにあたり、本件仕組債の元本毀損リスクも含め詳細に説明していること。申立人が元本保証の商品であると認識するような説明は行っていない。申立人は本件仕組債の購入以前から、株式等の投資経験を有しており、職業歴から見ても金融商品に対する理解力や判断力に優れていた。被申立人には、申立人の主張する説明義務及び適合性の原則に反した行為は存在しないため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約25万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が申立人の投資意向を十分確認せずに本件仕組債を紹介したと考える。また、申立人が本件仕組債の商品性やリスクを正しく認識していない可能性が高いと考えることから、本件仕組債が申立人に適合したものであったのか疑念が残る。以上のことから、被申立人が申立人に対し、和解案に示した金額を支払って和解することが妥当である。
7	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者から普通預金よりも利息がいい商品であると仕組債を勧められ、同担当者の言うことを信用して購入し、損害を被った。十分な説明がなかったため、本件仕組債がリスクの高い商品であることを理解しないまま購入した。被った損害約1,800万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 他の金融商品取引業者との間で仕組債への投資経験がある申立人代表者が、同種の商品による運用を検討していたため、被申立人担当者は複数の仕組債を提案し、同代表者が本件仕組債の購入を希望した。同担当者は契約締結前交付書面等に基づき、本件仕組債の商品内容及び元本毀損のリスク等を説明しており、豊富な投資経験を有している同代表者は自らの判断で購入している。同代表者の本件仕組債に対するリスク耐性に問題はなく、被申立人は説明を十分尽くしているため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約550万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は申立人の代表者の投資経験を十分確認することなく本件仕組債を勧誘しており、同代表者が商品内容及びリスク等について正確に理解していなかったことを踏まえると、同担当者によるリスク理解度及び適合性の確認が不足していたと言わざるを得ず、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
8	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代後半	<申立人の主張> 金利が高いことを強調した説明で、被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損失を被った。本件仕組債を購入するまで、申立人は投資商品を購入したことがない。本件仕組債が元本の保証された商品ではないことを説明されていれば、本件仕組債を購入しなかった。被った損害約1,100万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件仕組債を勧誘した際、商品性やリスクを十分説明している。本件仕組債の購入前、申立人は複数回に亘り投資商品を購入している。申立人が本件仕組債を購入する際、被申立人は説明義務を尽くしており、申立人も本件仕組債のリスクを十分に認識していた。請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約380万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の保有金融資産に比して本件仕組債の投資割合が高いこと、被申立人が申立人の投資経験を十分確認することなく本件仕組債を勧めたこと、申立人が本件仕組債のリスク等を正確に認識していないこと等を踏まえると、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかどうか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、和解案に示した金額を支払って和解することが妥当である。
9	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、言われるままに購入し、損害を被った。申立人は投資経験が乏しかったため、同担当者の言うことを信用して購入した。本件仕組債の商品性やリスクの高い商品であることを理解できるような説明は受けていなかった。被った損害約400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人から投資運用の相談を受け、申立人が比較的短期で高い金利が期待できる商品を希望したため、本件仕組債を提案した。同担当者は契約締結前交付書面等に基づき、本件仕組債の商品内容及び各種リスクを十分説明しており、理解を示した申立人が自らの判断で購入している。被申立人の説明義務は尽くされており、申立人はリスクを認識のうえで取引を行っている。請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者における申立人の投資経験の確認手続に不備があったと考えられることに加え、申立人は本件仕組債の商品性及びリスク等を正確に認識していなかったことが窺われる。同担当者による申立人のリスク理解度及び適合性の確認は十分であったとはいえず、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
10	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から、新興国通貨を参照指標とした仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されることなく、早期償還する旨の説明を受けて購入し、損害を被った。被申立人には、保有金融資産は老後資金である旨を伝えていたにもかかわらず、保有金融資産のおよそ3分の2を占める金額の仕組債を購入させられた。本件仕組債のリスクを理解することのできる説明を受けていれば購入しなかった。被った損害約2,100万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人からの求めに応じて本件仕組債を提案した。提案の際には、他の金融商品も併せて提案しており、申立人自らの判断で本件仕組債を購入したものである。同担当者は資料を基に商品内容やリスクを説明し、申立人が理解したことを確認している。申立人の金融資産は、被申立人及び他の金融商品取引業者で購入した金融商品であり、被申立人において積極的な投資を行っていたことから、申立人が主張するような資金の性格ではないと認識している。請求に応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約100万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方から提出された資料によると、申立人は相応のリスク許容度を有していたこと、本件仕組債への投資意向を有していたこと、商品性やリスクを理解していたこと等が認められると考える。他方、被申立人担当者の申立人に対する本件仕組債の説明は、法的に問題のあるものとは認められないものの、申立人の保有資産の半分を超える資産を仕組債が占めている点について、申立人に対し注意を喚起するなど、配慮する必要があったと考える。よって、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のため、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
11	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められ、ブラジルレアルを参照指標とする仕組債及びトルコリラを参照指標とする仕組債を購入し、損害を被った。これらの仕組債の購入に際しては、同担当者から為替変動リスクや流動性が低いこと等について、十分説明されないまま購入した。被った損害約1,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件仕組債を申立人に提案した際、被申立人担当者は、資料を用いて価格変動リスクや流動性が低いこと等を説明しており、申立人が理解したことも確認している。申立人は、本件仕組債の購入前に株式の投資経験や不動産投資の経験を有していたことから、本件仕組債の資金拘束面や流動性の観点からのリスク及びデメリットを深く理解していた。適合性原則及び説明義務に反する事実はないため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約150万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本あっせんにあたり、当事者双方から提出された資料や主張、事実経過を踏まえると、被申立人に説明義務違反等の行為があったと判断することはできないと考える。しかしながら、本件仕組債の購入にあたり、申立人が本件仕組債は流動性が低いこと等について、十分に理解していなかった可能性があると考ええる。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
12	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	80代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を強く勧められて購入し、多大な損害を被った。同担当者からは、本件仕組債の商品内容やリスクを十分説明されておらず、どのような商品であるのかを理解できないまま購入した。被申立人の説明義務違反に起因する損害約2,500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に被申立人の取扱い商品を紹介したところ、本件仕組債が高利回りであることに興味を示したため、契約締結前交付書面等に基づき、商品内容及びリスクを十分説明した。申立人は過去に仕組債の投資経験を有しており、本件仕組債がリスクの高い商品であることを認識し、自身の判断で購入を決めている。被申立人の説明義務は尽くされていることから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約500万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は高齢であり、本件仕組債の商品内容及びリスクを十分理解していなかったことが窺われることからすれば、被申立人担当者による本件仕組債の説明が不足していたこと、さらに申立人のリスク理解度及び適合性の確認が不十分であったと言わざるを得ず、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
13	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	50代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人の義父にトルコリラを参照指標とする仕組債を勧誘し、申立人名義で購入させ、損害を与えた。本件仕組債は、申立人が知ることのないまま購入されたものである。被った損害約1,600万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人名義で本件仕組債を購入する際、被申立人担当者が申立人に本件仕組債の説明を行っていないことは事実である。しかしながら、申立人名義で本件仕組債を購入することにつき実権を有している旨を称した申立人の義父に対し、本件仕組債に関する商品性やリスク等を一定程度説明している。申立人からの請求の全てには応じられないものの、損害の一部を負担することにより解決を図りたい。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,300万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が本件仕組債を購入するにあたり、被申立人と面談を行わずにそのまま購入に至っていること、被申立人担当者が申立人の義父に対して行った本件仕組債の商品性及びリスク等の説明が不足していたと考えられることを踏まえると、被申立人による申立人に対する適合性の確認が十分とはいえないとともに、本件仕組債が申立人に適合した金融商品であったのかどうか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。
14	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	40代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められた仕組債を言われるままに購入し、損害を被った。同担当者は、投資経験が乏しく、商品知識のない申立人に対し、本件仕組債の商品内容及びリスクを十分説明しなかったため、申立人は商品性を理解できないまま購入してしまった。被申立人の説明義務違反に起因する損害約230万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に取扱い商品を紹介したところ、申立人が高い利回りである本件仕組債に興味を示したことから、リーフレット等に基づき必要な説明を行った。申立人は投資経験が乏しいということではなく、本件仕組債のリスクを認識し、自らの判断で購入している。被申立人に説明義務違反等はなく、請求には応じられない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約95万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が行うべき、申立人の投資意向の確認、本件仕組債の商品内容及びリスク理解度の確認手続きに不備があった可能性があるうえ、申立人の適合性の確認も不十分であったと思われることから、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
15	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	50代前半	<申立人の主張> トルコリラを参照指標とする仕組債を勧められた際、被申立人担当者から「これ以上、トルコリラが下がることはない」との説明を受け、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。購入の際、同担当者に本件仕組債の解約について確認したところ、解約は可能であるとの説明を受けている。解約できない商品であると認識していたら購入しなかった。被った損害約710万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧誘した際、被申立人担当者は、商品性、リスク及び解約等を一定程度説明しており、申立人が理解したことも確認している。請求に応じられない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約240万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人による申立人の投資意向の把握、投資経験の確認及び理解度の確認手続きに不備があった可能性があり、本件仕組債が申立人に適合した金融商品であったかどうかについて疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
16	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	80代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から、トルコリラを参照指標とする仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件仕組債の購入前、申立人は金融商品への投資経験を有しておらず、被申立人等から預金を余裕資金であると言われ、当該預金で投資を行うよう勧められたため購入したものである。被った損害約410万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に対して本件仕組債を勧誘した際、被申立人担当者は、商品性、リスク及び解約等を一定程度説明しており、申立人が理解したことも確認している。請求には応じられない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約250万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人が高齢であったこと、被申立人による申立人の投資意向の確認手続きに不備があったと考えられること、申立人が本件仕組債の商品性やリスク等を正しく認識していなかったと考えられること等を踏まえると、被申立人による申立人の商品性やリスク等の理解度の確認及び適合性の確認が十分であったかどうかについて疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。
17	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラを参照指標とする仕組債を勧められ、為替リスク等を十分説明されないまま購入し、損害を被った。申立人は投資経験が乏しく、金融商品に関する知識を有していなかったことに鑑みれば、被申立人は説明責任を果たしたとはいえない。被った損害約400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧誘した際、被申立人担当者は、日経平均株価を参照指標とする仕組債も提案しており、申立人自身の判断で本件仕組債を選択し、購入している。申立人が本件仕組債を購入する際、同担当者は商品説明資料一式を申立人に手交し、本件仕組債の基本的な仕組みやリスク等を十分説明しており、申立人が理解したことも確認している。請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約70万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人への本件仕組債の勧誘に、適合性原則及び説明義務に反するといった法的責任までは認められない。しかしながら、申立人の投資意向、投資経験に照らし、本件仕組債が適切な商品であったのかという点、同担当者による本件仕組債の勧誘が、申立人の投資意向や投資経験等に沿って十分に行われたものであったのかという点に、疑念が生じる。以上のことから、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のため、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
18	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラを参照通貨とする仕組債を「買い時」と勧められて購入し、多大な損害を被った。申立人はトルコ情勢や為替変動の知識はなかったが、同担当者から本件仕組債に係る十分な説明がなかったため、勧められた商品はリスクが低いと考えて購入した。被った損害約600万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人代表者から投資運用を検討していると言われたため、被申立人の取扱い商品を紹介したところ、同代表者が本件仕組債に興味を示したため、契約締結前交付書面等に基づき、商品内容及びリスクを説明した。申立人は、本件仕組債の商品性及び元本毀損リスク等を理解したうえで、購入の意思を示し、自らの判断で購入を決めた。被申立人における説明は尽くされている。請求には応じられない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約80万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の代表者は本件仕組債の商品性及びリスク等を正しく理解していなかったことが窺われる。また、被申立人担当者は申立人の代表者に対する商品・リスクの理解度及び適合性の確認が不十分であったと思われることからすれば、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。
19	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められて購入し、多大な損害を被った。同担当者から本件仕組債のリスク説明は受けていたが、ここまで大きなリスクがあることを理解できるような説明は受けていなかった。被った損害約770万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人から余裕資金による資産運用を検討していると言われ、被申立人担当者が被申立人の取扱い商品を案内したら、申立人が仕組債に興味を持った。同担当者はリーフレット等により具体的な商品性及びリスクを説明した。本件取引は、申立人自身の判断で購入に至っており、被申立人の説明義務は尽くされている。請求には応じられない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約160万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人は本件仕組債の商品性及びリスクを正しく認識していなかったことが窺えるうえ、被申立人は申立人のリスク理解度等の確認が不十分であったと思われる、本件仕組債が申立人に適合した商品であったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
20	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、為替リスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件仕組債の購入時、同担当者から、為替が半分になることは考えられない旨の説明を受け、その説明を信じて購入したものである。被った損害約1,700万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人が本件仕組債を購入する前に契約締結前交付書面を用いて本件仕組債のリスク等を説明しており、申立人が理解したことも確認している。被申立人において、申立人の主張する同担当者の不適切な言動による勧誘及び説明義務違反は認められない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約95万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引を契約する目的に照らして、被申立人の勧誘及び説明に不適切な点は認められないと考える。しかしながら、本件仕組債の勧誘時における被申立人担当者の為替変動に関する発言について、申立人と被申立人の主張は対立したままであることを踏まえると、紛争の早期解決の観点から、被申立人が申立人に対し、一定の金額を支払うことで和解してはどうか。
21	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。申立人代表者は、契約時、既に高齢であったことから、本件仕組債の商品性やリスク等を誤って理解していた。被申立人の行為は、説明義務及び適合性の原則に抵触するものである。被った損害約2,700万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件仕組債を申立人に販売する際、被申立人担当者は申立人代表者に十分説明している。申立人代表者は個人でも投資経験を有しており、本件仕組債の商品性やリスク等を理解していた。被申立人に説明義務及び適合性の原則に抵触した行為はないことから、請求には応じられない。	見込みなし	○2024年12月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 申立人の投資方針を踏まえると、本件仕組債のようなリスクの高い商品を勧誘することは適切であったとは言い難いと考ええる。また、本件仕組債の販売に際して被申立人担当者が申立人代表者に対して行った説明時間、申立人代表者の年齢や金融知識を踏まえると、本件仕組債の商品性やリスク等を理解したうえで購入したものと考えるにくい。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一部割合の金額を支払って和解してはどうか。
22	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラを参照指標とする仕組債を勧められ、十分説明されないまま購入し、損害を被った。被申立人に対し、堅実な商品を長期に亘り保有したいとの意向を伝えており、本件仕組債のようなリスクの高い商品は希望していなかった。被った損害約800万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件仕組債を申立人に提案した際、被申立人担当者は、条件が良い債券である旨を説明しているものの、価格変動リスクや流動性が低いこと等も説明している。申立人は、本件仕組債の購入前に仕組債を2度に亘り購入した経験を有していることや外国株式の取引経験を有していることからすると、為替変動リスク等を理解していたと認識している。被申立人に説明義務違反等の事実とは認められないことから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本あっせんにあたり、当事者双方から提出された資料や主張、事実経過を踏まえると、被申立人に説明義務違反等の行為があったと判断することはできないと考える。しかしながら、被申立人担当者が申立人に対し、本件仕組債は条件の良い債券である旨の勧誘を行ったことを受け、申立人が本件仕組債の商品性やリスクをしっかりと理解することのないまま、良い商品であると思い込んで購入した可能性があることなどを踏まえると、被申立人が申立人に対し、一定額の金銭を支払うことにより解決することが望ましい。
23	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件仕組債購入以前、申立人の金融商品取引経験は無いに等しい状態であったため、本件仕組債のような複雑かつハイリスクの金融商品を理解することができず金融リテラシーを有していない。被った損害約1,700万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧誘した際、被申立人担当者は、商品性及びリスク等を適切に説明している。本件仕組債の購入以前、申立人は同種の仕組債を複数回購入し、ノックインの発生も経験している。このため、本件仕組債のリスク等について理解していた。請求には応じられない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債の販売時、説明義務違反があったと評価することはできないものの、被申立人担当者の申立人への説明が具体的にどのような内容及び程度により履行されたのか客観的な資料では明らかとはいえないため、疑問の余地があると考ええる。よって、被申立人が申立人に対し、一定の金額を支払うことで和解してはどうか。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
24	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	80代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者からトルコリラ参照の仕組債を勧められて購入し、多大な損害を被った。同担当者から商品性等を説明されているものの、為替の見通しの情報提供が不十分であったことから、本件仕組債のリスク評価を十分にできなかった。被った損害のうち、約400万円を賠償してもらいたい。 <被申立人の主張> 申立人は高齢であるが、株式、債券及び投資信託に幅広く取引するなど豊富な投資経験を有しており、本件仕組債と同種の商品も複数回に亘り取引している。被申立人担当者は、投資意欲の高い申立人からの要望に応じて、本件仕組債を提案し、商品性等を説明するとともに、申立人が投資判断を行うために必要な情報を十分提供した。申立人はこれらを理解し、自らの判断で購入している。被申立人に、申立人の主張する事実はなく、請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約20万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が申立人に対して本件仕組債を勧めた際、商品の仕組み及びリスクを十分説明していることが窺われ、仕組債の取引について豊富な投資経験を有している申立人は理解のうえで購入したと考えられる。しかしながら、被申立人が高齢の申立人と紛争を継続し続けるよりは、諸事情を踏まえて円満に早期解決するため、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
25	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	70代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から「償還時には投資元本が倍になる」と言われたため、新興国通貨建ての仕組債を購入し、損害を被った。申立人は商品内容や為替の知識が乏しいため、同担当者を信用して購入した。本件仕組債がリスクの高い商品であると理解できるような説明を受けなかった。被った損害約420万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は、被申立人において国内株式、外国株式及び投資信託を取引しており、仕組債の投資経験も有している。申立人が新興国通貨を指標とする仕組債の取引を希望していたことから、被申立人担当者が本件仕組債を提案したものである。契約締結前交付書面等に基づいて商品内容及びリスク等を説明したところ、申立人は理解を示し、購入に至っている。申立人の損害賠償請求には理由がないことから、請求には応じられない。	見込みなし	○2024年11月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、かつ、被申立人が和解には応じられないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
26	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められた仕組債を購入し、多大な損害を被った。同担当者は、本件仕組債が申立人の運用方針とは異なるリスクの高い商品であることを全く説明せず、リスクは存在しないかのような説明を繰り返し行って申立人を信用させ、投資判断を誤らせた。被った損害約7,900万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人の代表者から金融商品の運用相談を受けた際、被申立人担当者が投資意向に沿って本件仕組債を提案したところ、申立人が興味を示したため、契約締結前交付書面等に基づいて商品内容及びリスクを十分説明した。同代表者は投資経験豊富であり、本件仕組債のリスク等を正確に理解できるだけの知識を有していることから、リスクの存在しない商品と判断して購入したとは考えられない。被申立人の勧誘行為に違法事由は認められないため、請求には応じられない。	見込みなし	○2024年12月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の主張には隔たりが大きく、被申立人が和解には応じられないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識を聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
27	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	女	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、十分説明されないまま購入し、損失を被った。申立人が十分に認識をしないまま、被申立人担当者により繰り返し株式取引が行われ、損害を被った。被った損害約6,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧誘した際、被申立人担当者は、契約締結前交付書面等を用いて説明しており、申立人が理解したことも確認している。申立人の株式取引は、同担当者が申立人に方向性を説明したうえで取引を行っており、申立人も取引報告書等を受け取っていることから、十分に認識していないといった申立人の主張は不自然である。被申立人には申立人が主張する説明義務違反等はないと考えられるものの、紛争の解決に努めたい。	見込みなし	○2024年12月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、申立人からあっせん手続まで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員はあっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 本件仕組債の購入にあたり、被申立人担当者による説明が不足していた可能性があると考ええる。また、株式取引の受注時における申立人と同担当者の間のやりとりは、申立人の認識を得られるようなやりとりが行われていたかどうか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、一定の金額を支払うことで和解してはどうか。 申立人の家族1名(50代後半女性)からの同一趣旨による損害賠償

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
28	勧誘に関する紛争	説明義務違反	仕組債	男	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から勧められた仕組債を購入し、多大な損害を被った。同担当者は、本件仕組債の良いことばかりを強調して、申立人を信用させたが、商品内容及びリスクを申立人が理解できるように具体的に説明しなかった。被申立人の説明義務違反に起因する損害約850万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人から余剰資金による運用を検討しているとの意向を受けて被申立人の取扱い商品を案内した際、申立人が高利回りの本件仕組債に興味を示したことから、商品内容及び各種リスク等について十分な説明を行ったところ、理解のうえで購入している。投資経験豊富な申立人は、元本毀損リスク等について理解していたことは明らかであり、適合性について問題のない取引であった。被申立人における説明義務は尽くされていることから、申立人の請求に応じることはできない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約220万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は申立人の投資意向を十分に確認していないうえ、本件仕組債のリスク等を十分説明していなかったことが窺われる。申立人は商品の理解度が不足したまま取引を行っていたと思われ、本件仕組債及び投資金額が申立人に適合したものであったのかは疑念が残る。その他諸般の事情も勘案し、被申立人が申立人の損失額のうち、一定割合に相当する金額を支払って和解することが妥当である。 申立人が代表者を務める法人からの同一趣旨の損害賠償請求(請
29	勧誘に関する紛争	説明義務違反	上場株式	男	80代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から特約付株券等貸借取引を勧められ、十分説明されないまま契約した。被申立人が特約権を行使し、被申立人に貸し付けた株式が売却され、損害を被った。本件契約は、株券等貸借取引契約であると誤認して契約したものである。被った損害約7,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人と特約付株券等貸借取引契約を締結するにあたり、被申立人担当者は、複数回に亘る申立人との面談等で契約締結前交付書面等に基づき契約内容を十分説明した。申立人は、株券等貸借取引と本件契約の違いについても理解したうえで、本件契約を締結している。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年10月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員はあっせん手続きを打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
30	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	女	50代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から債券を勧められ、商品性やリスクを正確に説明されないまま購入し、損害を被った。本件債券の商品性やリスクを理解しないまま購入した。被った損害約2,400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件債券を申立人に販売する際、被申立人担当者は、書面を用いて申立人に十分説明し、申立人が理解したことも確認している。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年11月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続きを打ち切ることとした。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
31	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	女	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者にリスクのない商品を紹介するよう伝えたと、同担当者から債券を勧められ、本件債券のリスクを説明されないまま購入し、損害を被った。本件債券の購入資金は老後資金であり、余裕資金ではない。被った損害約2,300万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に本件債券を勧誘した際、被申立人担当者は、本件債券の商品概要が記載された書面に沿って、リスク等を説明した。申立人が本件債券を購入する際、申立人がリスク等を理解したことも確認している。申立人は、過去に本件債券と同種の債券を何度も購入している。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年10月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、被申立人からあっせん手続きで和解することはできないとの意思が表明されたことから、紛争解決委員はあっせん手続きを打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
32	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	40代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から新興国通貨を参照する仕組債を勧められて購入し、多大な損害を被った。申立人は金融商品に関する知識が乏しかったため、信頼していた同担当者が勧める本件仕組債を言われるままに購入した。ハイリスクな商品であることを理解していなかった。被った損害約5,200万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人は仕組債及び投資信託を複数回に亘り購入する等の投資経験を有している。被申立人担当者は本件仕組債が相対的にハイリスク商品である旨の注意喚起をしており、他の金融商品も複数提案した。申立人はリスクを承知のうえで自らの判断で購入している。被申立人においては、不適切な勧誘行為を行ったという事実は認められないため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約95万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の知識、経験、財産の状況及び投資目的に照らして、被申立人の勧誘行為が不適切であったとは認められない。申立人は一定の投資経験はあるものの、本件仕組債のリスクを正確に理解しないままに取引を行った可能性は否定できないと考える。これらの諸事情を踏まえ、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解することが望ましい。
33	勧誘に関する紛争	説明義務違反	普通社債	男	40代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から債券を勧められ、リスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件債券の投資判断を行うには、金融商品取引に関する相当程度の知識や経験が必要である。申立人はそのような知識や経験を有していなかったため、安心、安全な金融商品であると誤った理解で購入した。被った損害約6,000万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件債券を申立人に販売する際、被申立人担当者は、書面を用いて申立人に十分説明し、申立人が理解したことも確認している。申立人の知識、経験、投資意向等から見ても、適合性の原則には反していない。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年11月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、被申立人からあっせん手続で和解することはできないとの意思が表明されたため、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
34	勧誘に関する紛争	断定的判断の提供	仕組債	女	70代前半	<申立人の主張> 安全で安定的な投資を望んでいた申立人は、被申立人担当者から仕組債等を勧められて購入し、損害を被った。勧誘時、同担当者から、本件仕組債等の高金利等、優位性ばかりを強調した説明を受け、元本割れが生じる旨のリスク説明は受けなかった。説明義務違反等を理由に被った損害約950万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に対して本件仕組債等を提案した際、被申立人担当者は過去の為替動向がわかる資料等も用いて説明しており、申立人はその場に同席した豊富な金融商品取引経験を有する配偶者とも相談のうえ、本件仕組債等の購入を決断している。申立人は、被申立人で口座を開設する前から他の金融商品取引業者において元本毀損リスクのある新興国通貨を含む外貨建て債券等の金融商品への投資経験を有しており、被申立人においても外国株式の取引経験を有している。請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者による勧誘において、適合性原則及び説明義務に反しているといった法的責任までは認められないものの、新興国通貨建ての変動リスクや中途解約が極めて困難な商品性であることについて、申立人の理解が十分ではなかった可能性があることから、申立人の本件仕組債等の商品性に関する認知度に関して、より丁寧な配慮や確認が求められたと考える。よって、本件紛争の迅速かつ円滑な解決のために、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
35	勧誘に関する紛争	適合性の原則	株式投信	男	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から投資信託を勧められ、十分説明されないまま購入し、損害を被った。本件投資信託は、申立人の投資意向及び金融商品知識からみて対応しい金融商品ではなく、購入金額も申立人の保有資産から見て過大であった。被った損害約500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人の投資意向及び資産状況を適切に把握しており、申立人が本件投資信託を購入する際には、本件投資信託の商品内容及びリスクを十分説明している。本件投資信託取引は正当な取引であり、被申立人には、申立人の主張する説明義務及び適合性の原則に反した行為は存在しないため、請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約20万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者は、申立人が本件投資信託を購入する際、申立人の投資意向を十分確認しないまま、短期間に本件投資信託を複数回に亘り勧誘したこと等を踏まえると、申立人に対する適合性確認が十分とはいえないと考えることから、本件商品及び購入金額が申立人に適合したものであったのか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、和解案に示した金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
36	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	男	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から強引かつ執拗な勧誘を受け、仕組債、投資信託等の取引を行い、損害を被った。仕組債、投資信託等の購入に際し、同担当者が申立人の知識や属性に応じた十分な説明を行っていなかったため、購入した商品の商品性やリスク等を理解しないまま申立人は購入した。被った損害約2,400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人に口座開設後、申立人は、株式、投資信託等の取引を継続的に行っており、被申立人担当者は取引の都度、商品内容やリスクを説明し、申立人は内容を理解したうえで取引を行っていた。申立人の理解力に問題はなく、知識や経験も有しており、仕組債取引も各種資料に基づき申立人に説明したうえで、申立人が理解したことも確認している。請求には応じられない。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約55万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人に対する仕組債の勧誘は、商品内容やリスク等に関し、申立人が理解することのできる程度の十分な説明がなされていたことについて、疑いがないとまでは判断できない。紛争の早期解決の観点から、被申立人が申立人に対し、一定の金額を支払うことで和解してはどうか。
37	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者に定期的に一定の利息が入る金融商品が欲しい旨の意向を伝えたと、仕組債を勧められて購入し、損害を被った。被申立人は、申立人の金融資産額を把握しないまま、金融資産額の半分を超える金額の仕組債を申立人に購入させており、申立人が高齢で投資に関する知識も有していないこと等も踏まえると、仕組債を勧めたことは適合性の原則に反している。被った損害約3,900万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人からの求めに応じて本件仕組債を提案したものである。本件仕組債の購入に際し、同担当者は本件仕組債の商品内容やリスク等を丁寧に説明し、申立人が理解したことも確認している。本件仕組債の購入前に、申立人は、本件仕組債と同種の仕組債を複数購入しており、その中にはノックイン事由が生じた仕組債もあった。本件仕組債の提案は、申立人の投資意向に沿ったものであり、被申立人が申立人の被った損害を賠償する責任はない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約500万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の勧誘に、説明義務違反が認められるとまではいえない。しかしながら、本件仕組債の勧誘時、被申立人が把握していた申立人の金融資産額は、申立人の主張とは異なるものであること、申立人が国債と同様の確定的利回りが得られるものと期待して本件仕組債を購入したとみる余地がないとは言いつけないこと等を踏まえると、適合性に関して全くの疑義がないとまでは言い切れないと考える。よって、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
38	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	70代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、商品性やリスクを十分説明されないまま購入し、損害を被った。被った損害約440万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人が本件仕組債を購入するにあたり、被申立人担当者は申立人に本件仕組債の商品概要やリスク等を説明しており、申立人は本件仕組債の商品性やリスク等を理解したうえで購入したものである。申立人の請求額全額の負担には応じることができないものの、あせん委員の意見を聞いたうえで話し合いにより解決を図る用意はある。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約170万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人は、申立人の投資意向を十分に確認しないまま、本件仕組債を勧誘していることや、申立人の保有する金融資産額と比して本件仕組債の購入金額が高額であること等を踏まえると、申立人に対する本件仕組債のリスクに関する理解度及び適合性の確認が十分であったのか疑念が残る。よって、被申立人が申立人に対し、損失額の一定割合の金額を支払って和解することが妥当である。
39	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	法人		<申立人の主張> 被申立人担当者から仕組債を勧められ、十分説明されないまま購入し、損失を被った。勧誘時、同担当者から、本件仕組債がノックインすることは考えにくい旨の説明を受け、その説明を信じて購入した。被った損害約3,300万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人に本件仕組債を勧誘した際、被申立人担当者は商品性やリスク等を十分説明しており、申立人から、それらを理解した旨の発言を受けている。申立人から余裕資金で運用を希望する旨の意向を確認しており、申立人自らが高利回りの本件仕組債を求めたものである。請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約1,200万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人が、申立人の資産状況や投資経験等を十分に確認することのないまま本件仕組債を勧誘したこと等を踏まえると、被申立人の適合性確認が十分とはいえないと考える。他方、申立人においては、本件仕組債のリスク等を十分な検討を行わず、被申立人担当者から勧められるがまま購入した点について、責任を負うべきと考える。よって、被申立人が申立人に対し、和解案に示した金額を支払って和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
40	勧誘に関する紛争	適合性の原則	仕組債	女	60代後半	<申立人の主張> 被申立人担当者にリスクの高い商品の取引は行いたくないと伝えていたため、勧められた仕組債はリスクの低い商品だと思って購入し、多大な損害を被った。同担当者から本件仕組債の商品内容及び起こり得る最大リスク等を十分説明されなかったため、商品性を正しく理解できないまま、投資意向に合わない商品を購入した。十分な説明を行わなかった被申立人に、被った損害約500万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人が被申立人において同類商品を取引していることや、他の金融商品取引業者において株式及び投資信託等の投資経験があることを踏まえて本件仕組債を提案しており、商品内容及びリスクを十分説明している。申立人の投資経験等からすれば、本件仕組債に係る理解力に問題はなく、自らの投資判断により行われた取引の損失について、被申立人が責任を負うことはできない。	和解成立	○2024年12月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約50万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者の申立人に対する勧誘に、適合性原則違反及び説明義務違反といった明確な法的責任までは確認できないものの、申立人の金融資産は被申立人が認識するほど多くなかったことや申立人の資金性格及び投資意向等、被申立人における適合性の確認が不十分であったように思われる。これらの諸事情を踏まえ、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことで和解してはどうか。
41	勧誘に関する紛争	適合性の原則	上場株式	女	80代後半	<申立人の主張> 高齢で投資経験の乏しい申立人に対し、被申立人担当者は執拗な勧誘を行い、銘柄の認識のないまま、次々と取引を繰り返し、損害を与えた。適合性の原則違反を理由に、被った損害約380万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人の意向に応じた勧誘を行っており、勧誘の際には十分説明している。申立人の取引経験は、被申立人との間で30年以上にも及んでおり、執拗な勧誘も行っていないことから、請求には応じられない。	一方の離脱	申立人があっせん申立てを取り下げた。
42	売買取引に関する紛争	システム障害	株式投信	男	40代後半	<申立人の主張> 被申立人の取引システムを利用して投資信託の買付を発注したところ、システムエラーのため約定しなかった。約定しなかったことにより被った損害約20万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 申立人が被申立人の取引システムに本件投資信託の買付を発注した同じ時間帯に、他顧客からの取引申し込みが集中し、通常の件数を大幅に上回ったため、システムの処理能力が限界を超えてしまった。回線が逼迫して注文データを受け付けられず約定処理ができなかった。被申立人の取引システムの利用規定において、システム障害が生じたことにより発生した損害について、被申立人は責任を負わない旨の免責条項を規定していることから、被申立人は申立人の主張する損害について責任を負うものではない。	見込みなし	○2024年11月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、かつ、被申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
43	売買取引に関する紛争	その他	株式投信	男	50代後半	<申立人の主張> 被申立人において投資信託を解約したところ、解約申込日の翌々営業日の基準価額により解約された。被申立人の資料では、申込受付日の翌営業日の基準価額により解約される旨が記載されていることから、被申立人に対し、解約日が遅れたことにより生じた損害金約50万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人は全ての顧客に対し、運用商品を解約する際には、顧客自身が取引画面で取引内容を確認したうえで実行するよう案内している。申立人は、本件投資信託の解約に際して、画面に表示された適用される基準価額の日付を確認したうえで解約したものと考える。請求には応じられない。	見込みなし	○2024年12月、紛争解決委員は期日において当事者双方から話を聞き、和解の可能性について探ったものの、当事者双方の事実認識に大きな隔たりがあり、歩み寄りの余地はないと認められたことから、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 本件投資信託の解約日の表示について、申立人の取引画面で適正に表示されていた以上、申立人は予め解約日を認識することができたはずである。このような状況で、被申立人に譲歩を求めることは困難であると考える。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
44	売買取引に関する紛争	その他	上場株式	男	60代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から親族名義の口座を開設して株式を購入するよう提案されたため、親族名義の口座を開設し、株式を購入し、損害を被った。その後、損失を回避すべく、直ちに売却しようとしたが応じてもらえず、更に損失が拡大した。損失は、被申立人に帰属すべきものであることから、被った損害約660万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 本件は、被申立人担当者の行為が発端となって申立人に損害が生じたものと考えことから、公正な第三者であるあっせん委員の見解を伺ったうえで、被申立人として適切な負担を行うことにより解決を図りたい。	和解成立	○2024年10月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約360万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 被申立人担当者が申立人に不適切な取引行為を勧誘しており、同担当者が申立人に十分な情報提供や助言を与えていなかったことも含め、被申立人には大きな責任があると考え。他方、仮名取引とはいえ、申立人も自ら本件株式を購入しており、申立人には相当の株式取引経験があったことや本件株式の値動きの情報を得ていたことを踏まえると、一定程度の責任があったと考え。よって、被申立人が申立人の損失額の一定割合に相当する金額を支払うことで和解してはどうか。
45	売買取引に関する紛争	その他	上場株式	女	50代後半	<申立人の主張> 外国株式を売却して得た外貨を、為替レートの良い時期に円貨に交換したかった。被申立人担当者から円貨にするタイミングの案内がなかったため、希望する為替で円貨決済することができなかった。同担当者の不適切な対応を起因として、被った損害約380万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は申立人が誤解するような言動を行っていることは認められず、円貨決済を受注した事実もない。円貨決済の案内はサービスの一端であるため、被申立人は、その案内がなかったことを理由として申立人の請求に応じることはいできない。	見込みなし	○2024年12月、紛争解決委員は期日において当事者双方の合意形成に向けたすり合わせを行ったものの、双方の事実認識に大きな隔たりがあり、申立人が和解には応じないとの意向を示したことから、紛争解決委員は、当事者間に和解が成立する見込みがないものとして、あっせん手続を打ち切った。 <紛争解決委員の見解> 当事者双方の主張及び事実認識について聴取するとともに、提出された関係資料の内容を確認したところ、その事実関係について、双方における認識の大きな隔たりは埋めることができない。
46	売買取引に関する紛争	過当売買	上場株式	男	60代後半	<申立人の主張> 亡母が被申立人において行った金融商品取引は、亡母の認知機能の低下に乗じた被申立人担当者による過当取引や亡母の意思が反映されていない取引が含まれる。被った損害のうち約3,400万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人は、申立人の亡母や申立人から、申立人の亡母の認知機能の低下について説明を受けたことはない。被申立人との取引時、申立人の亡母は、独居生活を継続し、活動的に過ごしていたことから、理解力、判断力が乏しかったと判断することはできない。請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約400万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 申立人の亡母が被申立人において行った金融商品取引について、頻度、被申立人による口座の支配性その他の状況に照らした結果、過当取引に当たると評価し得るものと考え。その他、諸般の事情を勘案し、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことにより、和解することが妥当である。
47	売買取引に関する紛争	売却・解約阻止	株式投信	男	50代前半	<申立人の主張> 被申立人担当者から投資信託を強く勧められ、十分説明されないまま購入し、損害を被った。同担当者に本件投資信託を解約したい旨の意向を示したにもかかわらず、同担当者から解約に係る連絡はなく、この間損害が拡大した。被った損害約360万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> 被申立人担当者は、申立人に本件投資信託を勧めた際、本件投資信託の商品性やリスクを時間をかけて丁寧に説明しており、申立人はそれらを理解したうえで自らの判断で本件投資信託を購入している。申立人は金融商品取引に関する十分な知識と経験を有していることから、適合性にも問題はない。申立人の請求には理由がないと言わざるを得ないことから、請求には応じられない。	和解成立	○2024年11月、紛争解決委員が次の見解を示し、当事者双方に和解を提案したところ、被申立人が申立人に約10万円を支払うことで双方が合意した。 <紛争解決委員の見解> 本件投資信託勧誘時の被申立人担当者の行為について、適合性の原則や説明義務に反すると評価できる行為は見当たらないと考える。また、本件投資信託の解約時期が遅延したことにより損害が拡大した旨の主張についても認めることは難しいと考える。しかしながら、申立人が本件投資信託の解約意向を示したにもかかわらず、被申立人担当者が積極的に申立人への連絡を取らなかった事実は、被申立人の対応として全く問題がなかったとはいえないと考える。よって、和解案に示した金額を被申立人が申立人に支払うことにより、和解することが妥当である。

項番	紛争の区分	紛争の内容	商品	顧客	年齢	紛争概要	終了方法	処理状況
48	事務処理に関する紛争	事務処理ミス	上場株式	男	50代 前半	<申立人の主張> 被申立人の事務処理手続きに不手際があったため、口座の利用が停止されたため、保有株式を売却することができず損失を被った。被った損害約4万円の賠償を求める。 <被申立人の主張> なし(答弁書の提出を受けずに終結)。	一方の離脱	被申立人からの答弁書提出前に、申立人があつせん申立てを取り下げた。